改正後

（免許申請書）

第四条　［略］

2　法第八十一条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

［一～三　略］

四　役員に関する次に掲げる書類

［イ～ハ　略］

ニ　法第八十二条第二項第三号イからヘまで又は第九十八条第四項第一号（免許を受けようとする者が株式会社である場合にあっては、法第百五条の二において準用する同号）のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

［五～十一　略］

3　［略］

（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者）

第十一条の二　法第九十八条第四項第一号（法第百五条の二において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（組織変更認可申請書）

第三十条　［略］

2　法第百一条の十七第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

［一～五　略］

六　組織変更後株式会社金融商品取引所の役員に関する次に掲げる書類

［イ～ハ　略］

ニ　法第二十九条の四第一項第二号ロからリまで及び会社法第三百三十一条第一項第三号（会計参与にあっては、同号及び同法第三百三十三条第三項各号）又は法第百五条の二において準用する法第九十八条第四項第一号のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

［七～十四　略］

（認可申請書の添付書類）

第三十一条　法第百二条の十五第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

［一・二　略］

三　役員に関する次に掲げる書類

［イ～ハ　略］

ニ　法第百二条の十六第二項において準用する法第八十二条第二項第三号イからヘまで又は法第百二条の二十三第四項第一号のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

［四～十　略］

2　［略］

（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者）

第三十二条の三　法第百二条の二十三第四項第一号に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

改正前

（免許申請書）

第四条　［同上］

2　［同上］

［一～三　同上］

四　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　法第八十二条第二項第三号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

［五～十一　同上］

3　［同上］

［条を加える。］

（組織変更認可申請書）

第三十条　［同上］

2　［同上］

［一～五　同上］

六　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　法第二十九条の四第一項第二号イからリまで及び会社法第三百三十一条第一項第三号又は第三百三十三条第三項各号のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

［七～十四　同上］

（認可申請書の添付書類）

第三十一条　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　法第百二条の十六第二項において準用する法第八十二条第二項第三号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

［四～十　同上］

2　［同上］

［条を加える。］